

■要介護度別の状態の目安

要介護度	要介護状態の目安
要支援1	ほぼ自立した生活ができるが、介護予防のための支援や改善が必要な状態
要支援2	日常生活に支援は必要だが、それによって介護予防できる可能性が高い状態
要介護1	歩行などに不安定さがあり、日常生活に部分的な介護が必要な状態
要介護2	歩行などが不安定で、排せつや入浴などの一部または全部に介護が必要な状態
要介護3	歩行や排せつ、入浴、衣服の着脱などに、ほぼ全面的な介護が必要な状態
要介護4	日常生活全般に動作能力が低下しており、介護なしでの生活が困難な状態
要介護5	生活全般に介護が必要で、介護なしでは日常生活がほぼ不可能な状態

※要介護認定は、病気やケガなどにより症状が重いか軽いかということではなく、どのくらい介護に手間がかかるかという基準で判定されます。

※それぞれの基準は目安なので、実際に認定を受けた方の状態と一致しない場合もあります。

入所22床、ショートステイ2床を増床し、72人が入所、ショートステイは8人が利用できるようになりました。

多床室を全室ユニット型の個室にし、共有スペースも設けましたので、入所者のプライバシーが守られるとともに、一人一人の生活リズムに合わせた介護ができるようになりました。また、個室にしたことで感染症の拡大防止にもつながっています。

——ショートステイとデイサービスとは、どういうものでしょうか。

ショートステイというのは、短期間だけ施設に入所し、食事や入浴などの介護を受けるものです。在宅介護をしている家族などが、体調を崩したときや旅行に行くなど、一時的に在宅介護ができない場合に利用することができ、最大で30日間連続で利用することができます。現在（8月31日現在）は、町内42人の方が登録し、利用されています。

デイサービスというのは、食事や入浴などの介護のほか、機能訓練が日帰りで受けられるものです。対象は要介護1から要介護5の認定を受けている方になりますが、当施設で

現在は72人が入所し、満床となっています。このうち町外からの入所者は15人（釧路市内10人、音別町2人、阿寒町1人、釧路町1人、中標津町1人）です。平均して8割は町内の方が入所している状況です。

——町民は、町外の施設よりも町内にある清和園への入所を希望されると思うのですが、どのようにしたら、清和園に入所できるのでしょうか。

まずは、清和園にある入所申込書に必要事項を記入し、提出していただきます。その際、生活相談員が利用者や家族の意向、身体・生活状況の確認、掛かる費用など入所に関する説明をします。

次に入所判定委員会で優先順位を決めています。入所判定委員会は、清和園の施設長や事務長、生活相談

員、ケアマネジャー、看護職員、介護職員、機能訓練指導員、管理栄養士といった専門職が集まった組織で、施設以外の第三者として、町役場介護健康課長も参加しています。

入所判定委員会では、北海道老人福祉施設協議会が示した「入所優先度判定指針」に基づき、介護度や介護者の有無など、総合的な判断のもとで入所順位を決定しています。ですので、申し込みの順番にかかわらず、タイミングによっては、申し込み後すぐに入所できることもありま

すし、入りたくてもすぐに入れない場合もあります。清和園の移転改築後、入所床数を増やしたことにより待機者は減っています。清和園は、定員30人以上の「広域型」特別養護老人ホームであり、居住地域がどこであっても入所することができます。ですので、町内の方のみを入所させることはできません。それと同じように町内の方が、釧路市阿寒町の「鶴の園」や釧路市音別町の「えぞりんどうの里」といった広域型の特別養護老人ホームに入所していることもあります。